

事業所指定申請書等の様式の変更及び 処遇改善加算について



令和6年3月15日
日立市介護保険課

説明内容

- 1 指定申請書等の様式の変更について
- 2 加算の届出について
- 3 介護職員等処遇改善加算等について



説明内容

- 1 指定申請書等の様式の変更について
- 2 加算の届出について
- 3 介護職員等処遇改善加算等について



1 指定申請書等の様式の変更について

令和6年4月1日から様式が変わります！

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第46号。令和5年3月31日公布、令和6年4月1日施行）が公布され、事業所等の指定に関して厚生労働大臣が定める様式の使用が義務化されます。



1 (1) 変更となる様式について

ア 指定申請書

イ 指定更新申請書

ウ 変更届

エ 付表

オ 廃止・休止・再開届出書

カ 指定介護予防支援委託(変更)届出書



1 (2) 様式のダウンロード方法

準備が整い次第、日立市ホームページに掲載します。

厚生労働省ホームページでもダウンロードすることができます。

👉 厚生労働省 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・
電子申請の導入、文書標準化

([URL:https://mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html](https://mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html))



1 (3) 注意事項

令和6年4月1日以降に届出する場合は、必ず新様式でご提出ください。

令和6年4月から、新規指定と指定更新とでは使用する申請書様式が異なりますのでご注意ください。



1(4) 変更届の取扱いについて

介護保険法に規定する事項に変更があった場合には、必ず10日以内に変更届を提出してください。

資格の有無を問わず、職員の増減(サービス提供責任者、介護支援専門員を除く)については、指定基準及び加算算定要件を満たしている場合に限り、例外的な取扱いとして、10月の第2金曜日までに提出してください。

なお、都度の提出を妨げるものではありません。



説明内容

- 1 指定申請書等の様式の変更について
- 2 加算の届出について**
- 3 介護職員等処遇改善加算等について



2 体制の届出について

令和6年4月算定分から使用する様式については、厚生労働省の定める標準様式が発出され次第、日立市ホームページに掲載する予定です。

令和6年4月算定分の提出期限については、令和6年4月15日(月)とします。



説明内容

- 1 指定申請書等の様式の変更について
- 2 加算の届出について
- 3 介護職員等処遇改善加算等について**



3 介護職員等処遇改善加算等について

**「処遇改善加算」の制度が一本化（介護職員等処遇改善加算）
され、加算率が引き上がります**

介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行います。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。（6年度末まで経過措置期間）

3 介護職員等処遇改善加算等について

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	合計の加算率
I	I	有	22.4%
		なし	20.0%
	II	有	20.3%
		なし	17.9%
	なし	有	16.1%
		なし	13.7%
II	I	有	18.7%
		なし	16.3%
	II	有	16.6%
		なし	14.2%
	なし	有	12.4%
		なし	10.0%
III	I	有	14.2%
		なし	11.8%
	II	有	12.1%
		なし	9.7%
	なし	有	7.9%
		なし	5.5%

一本化

要件を再編・統合
&
加算率引上げ

令和6年6月から

介護職員等処遇改善加算(新加算)	加算率
I	24.5%
II	22.4%
III	18.2%
IV	14.5%

+新加算V

※加算率は全て訪問介護の例

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み

令和6年度中の経過措置(激変緩和措置)として、新加算V(1)~V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算V(1)~V(14)を設けます。

(加算率22.1%~7.6%)

3 介護職員等処遇改善加算等について

- 今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用等を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしています。



今般の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして賃上げいただくことも可能。前倒しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度内に繰り越して賃金改善に充てることも可。



賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



3 介護職員等処遇改善加算等について

新加算を算定するためには・・・以下の3種類の要件を満たすことが必要です

1 キャリアパス要件

I～Ⅲは根拠規程を書面で整備の上、
全ての介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I～IV

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）

- 介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～IV

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

- 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
 - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
 - b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～Ⅲ

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）

- 介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

R6年度中は月額8万円の改善でも可 I・II

キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

- 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

☞ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます。

I

キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）

- サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

3 介護職員等処遇改善加算等について

2

月額賃金改善要件

R7年度から適用

I～IV

月額賃金改善要件 I

- 新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。



現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合があります。（賃金総額は一定のままで可）

現行ベア加算未算定の場合のみ適用

I～IV

月額賃金改善要件 II

- 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。



新加算Ⅰ～Ⅳへの移行に伴い、現行ベア加算相当が新たに増える場合、新たに増えた加算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当の新たな引上げを行う必要があります。

3

職場環境等要件

R6年度中は区分ごと1以上、取組の具体的な内容の公表は不要

I・II

- 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

R6年度中は全体で1以上

III・IV

- 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。

※ 新加算（Ⅰ～Ⅴ）では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、事業所内で柔軟な配分を認めます。

3 介護職員等処遇改善加算等について

現行3加算から新加算への要件の推移

〈現行〉

処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ

特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ

ベースアップ等支援加算

〈一本化後〉

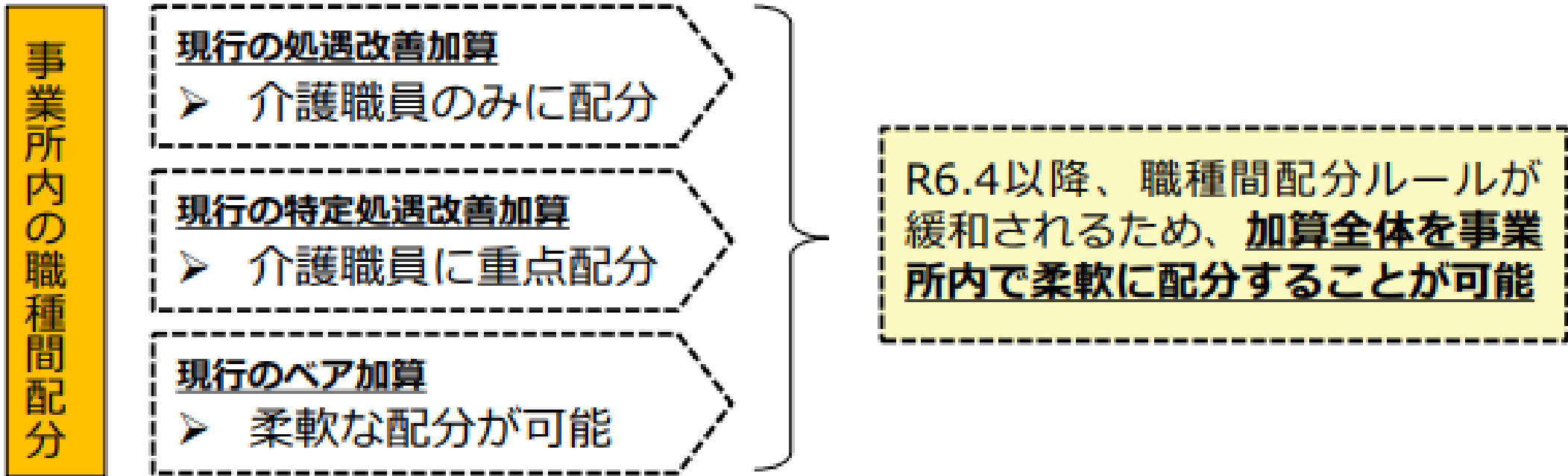
新加算Ⅰ～Ⅳ（介護職員等処遇改善加算）

- R6年度中は現行の加算の要件等を継続することも可能（激変緩和措置）
- その上で、一律に加算率を引上げ

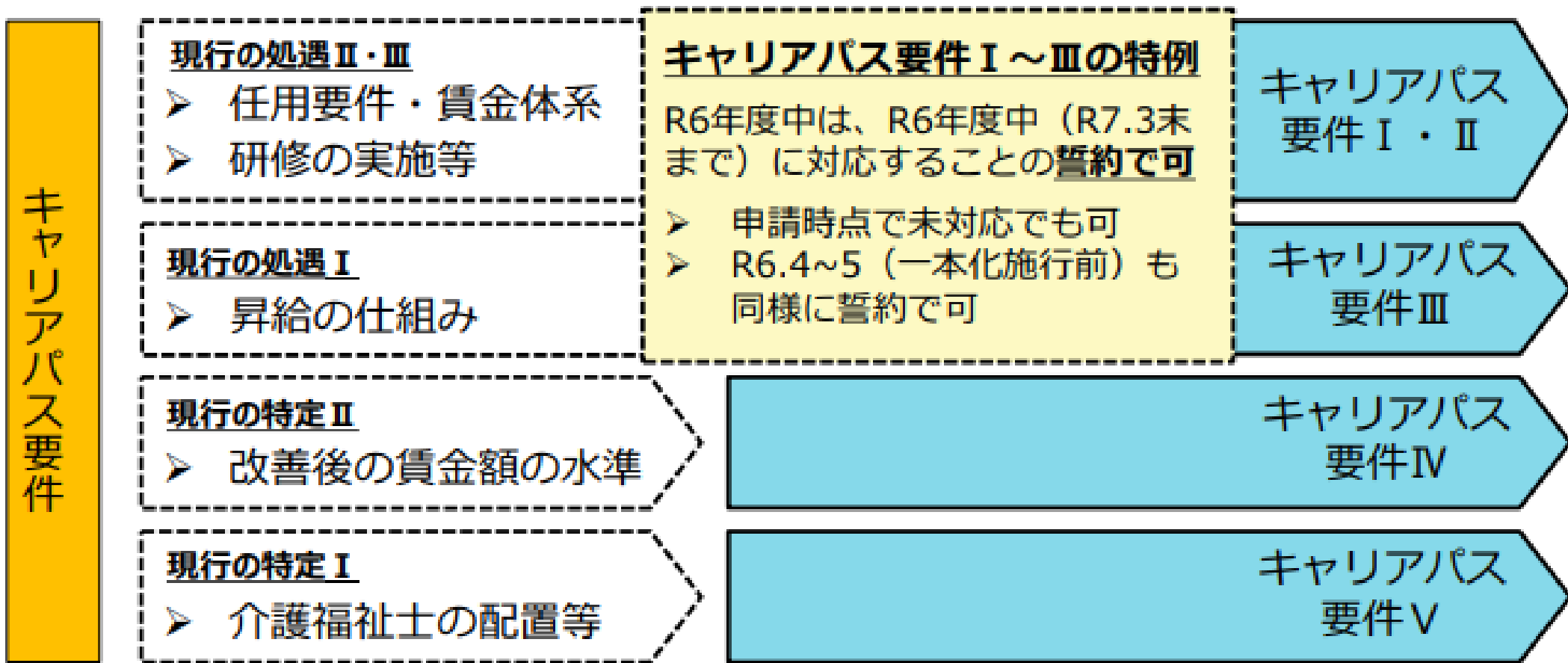
R6.6

R7.4

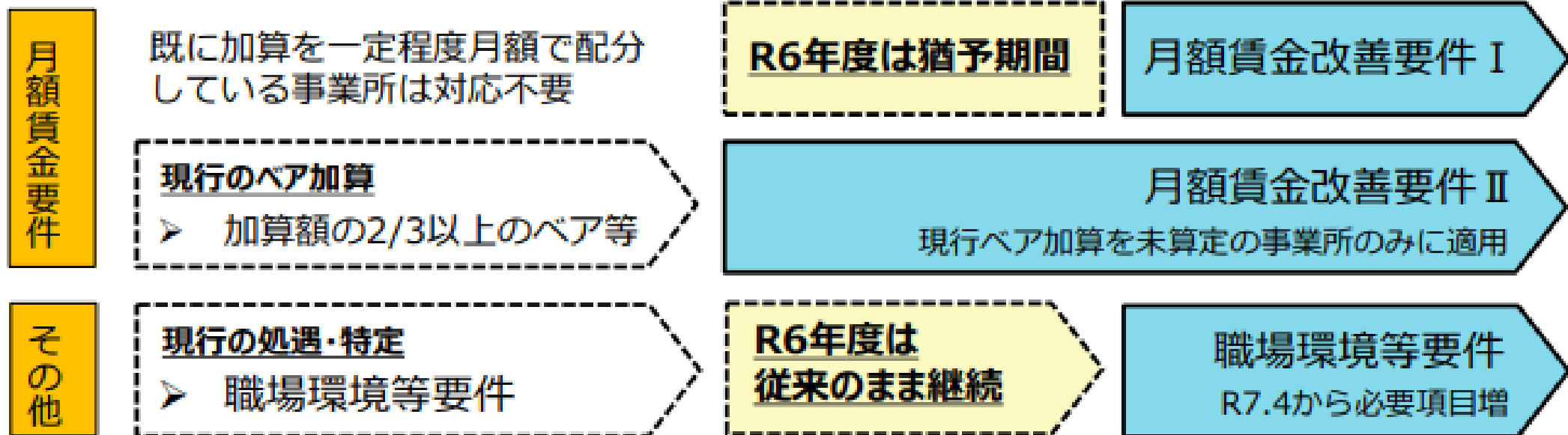
3 介護職員等処遇改善加算等について



3 介護職員等処遇改善加算等について



3 介護職員等処遇改善加算等について



👉 対応が必要な要件は事業所によって異なりますが、キャリアパス要件 I～III、月額賃金改善要件 I は、加算を算定する全ての事業所に関係します。各事業所で必要な対応・スケジュールは厚労省HPへ。



3 介護職員等処遇改善加算等について

(参考1) 新加算への移行の例

※加算率は全て
訪問介護の例

例①：キャリアパス要件や職種間配分ルールがネックとなっているケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅲ(5.5%)	<ul style="list-style-type: none"> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの特例を活用(処遇Ⅰ相当) 職種間配分ルールの改正で上位移行が可能に(特定Ⅱ相当) 加算率引上げ 	新加算Ⅱ (22.4%)
特定処遇改善加算	なし		
ベア加算	あり(2.4%)		

例②：ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅰ(12.4%)	<ul style="list-style-type: none"> この機会に現行のベア加算を新規算定 加算率引上げ 	新加算Ⅱ (22.4%)
特定処遇改善加算	Ⅱ(5.5%)		
ベア加算	なし		

3 介護職員等処遇改善加算等について

(参考2) 新加算等の申請等に係る提出物の提出期限一覧

提出書類	提出期限
計画書	4月15日 ※事業者等が、令和6年6月15日までに計画の変更を届け出た場合には、受け付けること。 ※補助金についても基本的に同様（ただし、提出期限は各都道府県において設定）。
体制届出 (体制等 状況一覧表)	現行3加算（4月・5月分）は、原則4月1日 ※指定権者において、4月15日まで延長可。また、期日を4月1日とする場合も、4月15日までは変更を受け付けること。 ※6月以降分（新加算）についても、4月分の体制届出と同じタイミング（4月1日～4月15日）で届出可能。 新加算（6月以降分）は5月15日（居宅系）又は6月1日（施設系） ※ただし、期日までに提出した届出の内容についても、6月15日までは変更可能。

※介護保険最新情報Vol.1209から抜粋

※**日立市**では現行3加算(4・5月分)の体制届出の提出期限を**4月15日(月)**とします。

3 介護職員等処遇改善加算等について

(参考3) サービス類型ごとの加算率一覧

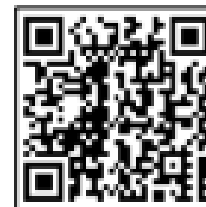
サービス区分	(夜間対応型)訪問介護、定期巡回	(予防)訪問入浴介護	(地密)通所介護	(予防)通所リハビリテーション	(地密)(予防)特定施設入居者生活介護	(予防)認知症対応型通所介護	(看護)(予防)小規模多機能型居宅介護	(予防)認知症対応型共同生活介護	(地密)介護福祉施設、(予防)短期入所生活介護	介護保健施設、(予防)短期入所療養介護(老健)	介護医療院、(予防)短期入所療養介護(老健以外)
新加算Ⅰ	24.5%	10.0%	9.2%	8.6%	12.8%	18.1%	14.9%	18.6%	14.0%	7.5%	5.1%
新加算Ⅱ	22.4%	9.4%	9.0%	8.3%	12.2%	17.4%	14.6%	17.8%	13.6%	7.1%	4.7%
新加算Ⅲ	18.2%	7.9%	8.0%	6.6%	11.0%	15.0%	13.4%	15.5%	11.3%	5.4%	3.6%
新加算Ⅳ	14.5%	6.3%	6.4%	5.3%	8.8%	12.2%	10.6%	12.5%	9.0%	4.4%	2.9%

※上記のほかに、現行3加算の加算率に今般の改定による加算率の引上げ分を上乗せした新加算Ⅴ(1)~(4)を用意。

お問い合わせ先
(加算の一本化)

厚生労働省相談窓口
電話番号：050-3733-0222
受付時間：9:00~18:00(土日含む)

計画書の様式や
各種の参考資料は
厚労省HPに掲載
(順次更新)⇒



3 (2)計画書の様式について

令和6年3月7日にメールで通知(件名:【日立市介護保険課】「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(案)」)したように、事務手順及び様式例についてはまだ正式に発令されていません。

正式に発令され次第、通知及び日立市ホームページに掲載いたします。



3 (3)第一号訪問(通所)介護事業所のかたへ

県指定の訪問(通所)介護と日立市指定の第一号訪問(通所)介護を一体的に実施している場合、県と日立市それぞれに計画書を提出してください。



3 (4)計画書の提出方法

メール及び郵送で提出してください。

ア メールの場合

件名「【法人名等】令和6年度介護職員処遇改善加算等計画書の提出について」に設定。

エクセル形式で送付してください。

(E-mail: kaiho@city.hitachi.lg.jp)

イ 郵送の場合

封筒に「令和6年度介護職員処遇改善加算等計画書在中」と明記

